証券コード　7247
令和６年６月６日

株　主　各　位

東京都千代田区外神田六丁目13番11号
株式会社 ミクニ
代表取締役社長　生　田　久　貴

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第102回定時株主総会を開催いたしますので、下記のとおりご案内申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
　https://www.mikuni.co.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ミクニ」または「コード」に当社証券コード「7247」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
　https://d.sokai.jp/7247/teiji/

**　なお、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使等についてのご案内」（３～４頁）をご参照のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　令和６年６月26日（水曜日）午前10時(受付開始：午前９時)
2．場　　所　東京都千代田区外神田六丁目13番11号
ミクニビル　２階　ミクニホール
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項
報告事項
1．第102期（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第102期（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
議　　案　剰余金の処分の件

以　上

●事前に郵送やインターネットで議決権を行使いただくこともできます。
ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合等にはご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。
●書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
●本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 **令和 6 年 6 月26日(水曜日)午前10時(受付開始：午前9時)**

場 所 **東京都千代田区外神田六丁目13番11号**
ミクニビル　2階　ミクニホール
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **令和 6 年 6 月25日(火曜日)午後５時35分到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

行使期限 **令和 6 年 6 月25日(火曜日)午後５時35分まで**

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時30分から午前４時30分までは取り扱いを休止します。）

（2）インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）インターネットによる議決権行使は、令和６年６月25日（火曜日）の午後５時35分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）パソコンによる方法

・議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記２．（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ	**三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）** **電話０１２０―１７３―０２７（通話料無料）** 受付時間 午前９時から午後９時まで

株主総会参考書類

議案　剰余金の処分の件

当社は当期の業績と今後の事業展開を勘案し、中長期の視点から安定的に成果の配分を行うことを剰余金の配当等の基本方針としております。

当期につきましては、令和５年10月１日に創立100周年を迎えることができましたことから、株主の皆様に感謝の意を表して記念配当を実施することとし、期末配当金は以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金15円(うち創立100周年記念配当　金10円)といたします。
また、この場合の配当総額は、510,193,665円（うち創立100周年記念配当金の総額は340,129,110円）となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和６年６月27日といたします。

なお、当期の年間配当金は、中間配当金５円と合わせて1株につき20円（うち創立100周年記念配当金10円）となります。

以上

（提供書面）

事　業　報　告

（令和５年４月１ 日から
令和６年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（令和５年４月１日～令和６年３月31日）におけるわが国経済は、緩やかな回復が続き年度末にはマイナス金利政策の解除が見られました。海外では欧米を中心にインフレ抑制に向けた金融引き締めが継続されるなか、中国では経済の失速が鮮明となり今一段の金融緩和が進みました。為替市場では円安進行の加速が見られ、また、ウクライナ情勢や中東での軍事衝突など地政学的リスクも高まっており、総じて先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境のなか当グループにおいては、主力のモビリティ事業がけん引し、売上高は999億４千１百万円（前期比6.5％増）となりました。また、商社事業での利益率の改善や、為替相場での円安効果もあり、営業利益は36億７千２百万円（前期比18.9％増）、経常利益は31億６千１百万円（前期比19.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は11億１千５百万円（前期は16億８千２百万円の当期純損失）となりました。

なお、当連結会計年度より報告セグメントを次のとおり変更しております。従来の「自動車関連品事業」を「モビリティ事業」、「生活機器関連品事業」を「ガステクノ事業」に名称変更しております。また、マネジメントアプローチからの事業ポートフォリオの見直しに伴い、「航空機部品輸入販売事業」及び「芝管理機械等販売事業」を「商社事業」として統合し、「その他事業」に含めていた車輌用暖房機器類の製造販売事業を「モビリティ事業」に含めております。

（事業別の連結売上高、営業利益の状況について）

［モビリティ事業］

四輪車・二輪車・汎用エンジン用燃料供給装置類及びエンジン関連機能品類の製造販売を中心とする当事業では、サプライチェーンにおける部品不足の影響が緩和したことに加え、昨年に引き続きインド市場での好調が維持されたことから、売上高は834億４千５百万円（前期比7.8％増）となりました。一方、特に欧米での急激な金利上昇を受け、大型二輪車用製品及び船外機用製品の需要が低調となったことなどによる売上製品構成の変化に伴い、営業利益は32億２千８百万円（前期比2.4％減）となりました。

［ガステクノ事業］

ガス機器用制御機器類及び水制御機器類等の製造販売を中心とする当事業では、中国での不動産不況が深刻さを増すなか住宅向け製品需要が低迷し、売上高は59億６千万円（前期比12.2％減）となりました。一方、当事業における費用削減をより一層進めたことにより、営業損失は５億４千６百万円（前期は６億３千６百万円の営業損失）と縮小しました。

［商社事業］

航空機部品類、芝管理機械等の輸入販売事業を中心とする当事業では、社会活動の正常化に伴う民間航空機の生産回復に加え、芝管理機械の需要が好調に推移したこともあり、売上高は80億８千９百万円（前期比10.0％増）となりました。また、取扱商品・サービスの拡大などにより、営業利益は９億３千９百万円（前期比128.4％増）となりました。

［その他事業］

当セグメントについては、主力の福祉介護機器等の製造販売事業が堅調に推移したことから売上高は24億４千６百万円（前期比6.1％増）となり、営業利益は５千１百万円（前期比690.6％増）となりました。

事業別の連結売上高、営業利益は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	令和５年３月期 連結会計年度		令和６年３月期 連結会計年度		売上高の増減		営業利益の増減	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	金額	比率	金額	比率
モビリティ事業	77,401	3,307	83,445	3,228	6,043	7.8%	△79	△2.4%
ガステクノ事業	6,786	△636	5,960	△546	△826	△12.2%	89	―
商社事業	7,352	411	8,089	939	737	10.0%	528	128.4%
その他事業	2,306	6	2,446	51	139	6.1%	44	690.6%
合計	93,847	3,089	99,941	3,672	6,094	6.5%	583	18.9%

（注）１．営業利益欄の△は営業損失を示しております。
２．数値は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
３．当連結会計年度あるいは前連結会計年度の一方若しくは両方がマイナスの場合の増減率は「－」としております。
４．当連結会計年度より、報告セグメントを変更しており、上記の前期比較については前期の数値を変更後のセグメントに組み替えた数値で比較しております。

⑵ **設備投資の状況**

当連結会計年度において当グループが実施した設備投資の総額は、62億１千４百万円であります。

その内容は、新工場の建設、新機種の生産設備、既存機種の増産対応・合理化、新製品の開発・基礎研究等にかかるものであります。

⑶ **資金調達の状況**

上記⑵の設備投資に要する資金につきましては、自己資金及び借入金で充当いたしました。

なお、当社は、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行９行と総額62億円のコミットメントライン契約（特定融資枠契約）を締結しております。

また、当連結会計年度において資金調達のための増資や社債発行はありません。

⑷ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

特記すべき事項はありません。

⑸ **他の会社の事業の譲受けの状況**

特記すべき事項はありません。

⑹ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

特記すべき事項はありません。

⑺ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

特記すべき事項はありません。

⑻ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分	第99期 (令和2/4～令和3/3)	第100期 (令和3/4～令和4/3)	第101期 (令和4/4～令和5/3)	第102期 (当連結会計年度) (令和5/4～令和6/3)
売上高	百万円 86,962	百万円 80,789	百万円 93,847	百万円 99,941
営業利益	百万円 569	百万円 3,318	百万円 3,089	百万円 3,672
経常利益	百万円 597	百万円 3,137	百万円 2,644	百万円 3,161
親会社株主に帰属する当期純利益（純損失△）	百万円 △125	百万円 1,318	百万円 △1,682	百万円 1,115
１株当たり当期純利益（純損失△）	円 △3.73	円 39.31	円 △50.13	円 33.19
総資産	百万円 93,891	百万円 96,917	百万円 100,108	百万円 111,536
純資産	百万円 28,396	百万円 31,918	百万円 32,199	百万円 40,598
１株当たり純資産額	円 822.12	円 925.67	円 936.50	円 1,180.23

（注）１．１株当たり当期純利益（純損失△）は期中平均株式数、１株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。なお、株式数の計算においては自己株式、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」が保有する当社株式を控除しております。
２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和２年３月31日）等を第100期の期首より適用しており、第100期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

⑼ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ミクニパーテック株式会社	百万円 480	% 100.0	内燃機関・車輌用等の機械器具、精密機械器具及びそれら部品の金型設計、製造販売
株式会社ミクニエアロスペース	百万円 358	100.0	航空宇宙用機器・部品・材料等の輸入販売
ミクニ アメリカン コーポレーション	千米ドル 3,500	99.0	航空機部品の対日輸出及び四輪車用・二輪車用機器の輸入及び製造販売
ミクニ（タイランド）カンパニー リミテッド	百万バーツ 420	93.0	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売
ピーティー ミクニ インドネシア	千米ドル 15,000	98.3	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売
上海三国精密機械有限公司	千米ドル 17,914	90.2	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売
浙江三国精密機電有限公司	百万円 3,077	100.0	ガス用立ち消え安全装置及びガス器具用電池電磁弁、四輪車・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売
ミクニ インディア プライベート リミテッド	千ルピー 1,735,000	98.2	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売

（注）1．成都三国機械電子有限公司につきましては、令和５年３月６日付で解散を決定し、現在は清算手続き中にあることから、当事業年度より重要な子会社から除外しています。なお、成都三国機械電子有限公司の事業は、浙江三国精密機電有限公司に移管いたしました。

2．ピーティー ミクニ インドネシア及びミクニ インディア プライベート リミテッドの出資比率は、間接所有も含めております。

⑽対処すべき課題

当グループを取り巻く経営環境は、世界的な脱炭素化の推進に伴う構造変化が進む一方、自然災害や地政学リスクなどによる不確実性が高まっています。こうした状況のなか、当グループでは対処すべき主な課題を以下のとおり認識しています。

・地球や社会の持続可能性を高めることへの貢献
・パワートレインの電動化やエネルギーの多様化などへの対応
・感染症、自然災害、地政学リスクなどに対する事業継続マネジメントの継続運用
・世界的なインフレに伴う物価高及び人件費上昇への対応
・少子高齢化による生産年齢人口の減少を見据えた人的資本経営の推進
・健全な財務基盤の維持

上記の課題に対処すべく、2024年から新たにスタートさせた長期経営計画「VISION 2033」では、「競争力の強化」と「企業特性を活かせる成長分野への挑戦」を要として体幹を強化する方針のもと、以下の取り組みを進めてまいります。

① 2050年カーボンニュートラルを目標にした取り組み
・2030年までにScope１とScope２の温室効果ガスを2016年比50%削減することを目指した省エネ活動・再エネ利用・エネルギー転換の推進
・Scope３の温室効果ガス削減に向けたサプライチェーンの上流・下流における低減活動
② グローバル市場における存在価値向上を目指した取り組み
・パワートレインの電動化やエネルギーの多様化などに対応した戦略製品の開発
・エンジニアリングサービス領域の拡大、システム提案力の強化
③ 変化にすばやく対応できる開発・生産体制の構築に向けた取り組み
・小ロット生産体制やサプライヤーと一体となった高効率サプライチェーンの構築
・デジタル開発をはじめとするＤＸを活用したあらゆるプロセス時間の短縮
④ コスト上昇に対する取り組み
・原材料費、輸送費、動力費、人件費などコスト上昇分の販売価格への適切な転嫁
⑤ 労働力人口の減少に対する対応
・IT活用（AI,BI,RPA等）やロボット活用、データ分析による工程改善の出来る人材の育成などの、ひとが行う業務を絞り込み人的資源の量的不足を解消する諸施策
・従業員エンゲージメントの向上を目指したプログラムの導入、健康経営の推進、全従業員のベーススキル水準の底上げに資するリカレント教育の実施などの、現有人材の質的能力を引上げ、生産性を増強する諸施策
・人材配置の効率性や納得性を確保する人事制度への変更（職能資格制度から役割等級制度への切り替え）及び円滑な制度運用
⑥ 健全な財務基盤の維持に向けた取り組み
・資産の最適化、利益率の改善による投下資本利益率の向上
・成長分野・得意分野への重点投資を含めた経営資源配分の全体最適化

また、変化する経営環境のなか、当社グループの普遍的な社会的価値を持続的成長の核に据えるべく、新たにブランドメッセージ「つくる　まもる　ひらく」を制定し、社員の行動指針を見直しました。これらを礎に当社グループのブランドパワーを高め、企業価値の向上を目指してまいります。

⑾ **主要な事業内容**（令和６年３月31日現在）

事業区分	主要な製品・事業内容
モビリティ事業	電子制御スロットルボデー、電動オイルポンプ、電動バキュームポンプ可変バルブタイミングシステム、冷却水制御バルブ、アクティブペダルモジュール、バキュームポンプ、ダイカスト製品類、車載用暖房機器など
ガステクノ事業	ガス用立ち消え安全装置、電磁弁、ガス用電動開閉弁、ガス用流量制御弁など
商社事業	航空宇宙用機器・部品・材料・附属品、電装部品、芝刈機、芝管理機械、ゴルフカートなど
その他事業	福祉介護機器、身障者用運転補助装置、不動産管理など

⑿ **主要な営業所及び工場並びに子会社**（令和６年３月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	東京都千代田区
事業所及び工場	神奈川県小田原市、静岡県菊川市、岩手県滝沢市

② 主要な子会社

名称	所在地
ミクニパーテック株式会社	静岡県牧之原市
株式会社ミクニエアロスペース	東京都千代田区
ミクニ　アメリカン　コーポレーション	米国　カリフォルニア州
ミクニ（タイランド）カンパニー　リミテッド	タイ　アユタヤ県
ピーティー　ミクニ　インドネシア	インドネシア　ブカシ県
上海三国精密機械有限公司	中華人民共和国　上海市
浙江三国精密機電有限公司	中華人民共和国　浙江省
ミクニ　インディア　プライベート　リミテッド	インド　ラジャスタン州

⑬ **使用人の状況**（令和６年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
5,001（2,489）名	273名減（330名増）

（注）１．使用人数は就業人員（当グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

２．臨時雇用者数の増加は、主にインドの現地法人における増員によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,390（468）名	45名減（10名減）	42.5歳	19.5年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除いております。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

⑭ **主要な借入先の状況**（令和６年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	9,733百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	6,298
株式会社横浜銀行	5,560
株式会社岩手銀行	4,722
株式会社三井住友銀行	3,623
株式会社みずほ銀行	3,438

⑮ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

成都三国機械電子有限公司につきましては、令和５年３月６日付で解散を決定し、現在は清算手続き中にあることから、当事業年度より重要な子会社から徐外しています。なお、成都三国機械電子有限公司の事業は、浙江三国精密機電有限公司に移管いたしました。

2．会社の株式に関する事項（令和６年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　110,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　34,049,423株（自己株式36,512株を含む。）

⑶ **株主数**　10,049名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,906千株	5.60%
風の会持株会	1,851	5.44
株式会社りそな銀行	1,678	4.93
株式会社横浜銀行	1,678	4.93
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,138	3.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,071	3.15
ミクニ総業株式会社	1,016	2.99
生田允紀信託口	1,010	2.97
スズキ株式会社	1,007	2.96
むつき持株会	842	2.48

（注）１．持株比率は、自己株式（36,512株）を控除して計算しております。
２．持株比率の計算において控除する自己株式に、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」が保有する当社株式は含めておりません。
３．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

⑸ **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

該当事項はありません。

⑹ **その他株式に関する重要な事項**

当社は、平成27年５月25日開催の取締役会及び平成27年６月26日開催の第93回定時株主総会において、役員向け株式報酬制度「役員報酬BIP信託」の導入を決議し、令和２年８月７日開催の取締役会で制度期間の延長、本制度に対する金銭の追加拠出を決議しました。

令和６年３月31日現在「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式は259,580株です。

当社は、令和２年３月31日開催の取締役会において、従業員向け株式交付信託「株式交付ESOP信託」の導入を決議し、令和５年９月25日開催の取締役会において、制度期間の延長を決議しました。

令和６年３月31日現在「株式交付ESOP信託」が保有する当社株式は103,000株です。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴ 当事業年度末日における新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑵ 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の状況（令和６年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	生田　允紀	
代表取締役社長	生田　久貴	ＣＥＯ（最高経営責任者）ＣＯＯ（最高執行責任者） サステナビリティ委員会委員長 指名・報酬諮問委員会委員
取締役	杉山一郎	常務執行役員　ＣＣＯ（チーフコンペティティブオフィサー）　ＣＤＯ（最高デジタル責任者） サプライチェーン本部長 サステナビリティ委員会運営統括
取締役	橋本　徹	常務執行役員　ＣＴＯ（最高技術責任者） ＣＱＯ（最高品質責任者） 商品戦略担当 知的財産戦略担当
取締役	藤森　聰	常務執行役員　ＣＦＯ（最高財務責任者）ＣＳＯ（最高戦略責任者）コーポレート本部長 コンプライアンス委員会委員長　商社事業担当　ガステクノ事業担当
取締役	山田秀雄	指名・報酬諮問委員会委員長 山田・尾﨑法律事務所 代表弁護士 ヒューリック株式会社 社外取締役 サトーホールディングス株式会社 社外取締役 公益財団法人橘秋子記念財団 理事長 吉本興業ホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	鈴木孝男	指名・報酬諮問委員会委員 メルセデス・ベンツ日本株式会社 社外取締役 株式会社キムラタン 社外取締役
取締役	椎名　茂	慶應義塾大学理工学部 訪問教授　日本障害者スキー連盟 会長　Ｃ Channel株式会社 社外監査役 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役 株式会社ホットリンク 社外取締役 マーヴェリック株式会社 代表取締役
取締役	白石真澄	関西大学政策創造学部教授　菱洋エレクトロ株式会社 社外取締役　イーサポートリンク株式会社 社外監査役
取締役	藤原清志	合同会社Office F Vision　代表社員
常勤監査役	鈴木和重	
常勤監査役	下山秀弥	
監査役	宮島　司	ヒューリック株式会社 社外取締役　大日本印刷株式会社 社外取締役　株式会社ダイフク 社外監査役 朝日大学法学部 教授
監査役	山内純子	

（注）１．取締役山田秀雄氏、鈴木孝男氏、椎名茂氏、白石真澄氏、藤原清志氏は社外取締役であります。なお、当社は５氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
２．常勤監査役下山秀弥氏、監査役宮島司氏、山内純子氏は社外監査役であります。
なお、当社は３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
３．常勤監査役鈴木和重氏は、当社の管理部門の要職及び国内グループ会社の代表取締役等を歴任し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

⑵ 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

令和５年６月28日開催の第101回定時株主総会において藤原清志氏が取締役に選任され就任いたしました。

② 退任

令和５年６月28日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって取締役髙島正之氏は任期満了により退任いたしました。

⑶ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、現行定款第28条において同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社と社外取締役との間で、責任限定契約を締結しております。

取締役山田秀雄氏、鈴木孝男氏、椎名茂氏、白石真澄氏、藤原清志氏の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金１百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

当社は、監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、現行定款第34条において同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社と監査役との間で、責任限定契約を締結しております。

監査役鈴木和重氏、下山秀弥氏、宮島司氏、山内純子氏の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金１百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

⑷ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役・監査役・執行役員及び、一部グループ会社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額に限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

⑸ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、独立社外取締役を委員長とし、その過半数を独立社外取締役で構成される任意の指名・報酬諮問委員会の答申を経て、令和5年6月28日開催の取締役会において、「取締役の報酬等の内容にかかる決定方針」の改定について決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役の報酬につきましては、金銭と非金銭報酬（当社株式）により支給しております。固定報酬である金銭報酬は、役員報酬に関する規程に基づき、取締役としての責務、業務執行状況等を勘案し、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定しております。監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

業績連動報酬につきましては、金銭と株式による支給としており、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、各取締役の報酬等の額及び算定方法を決定する権限を有する取締役会において決定しております。取締役の職務執行を評価する指標としては、ROE、ROAなどのほか連結経常利益の目標達成率が適当と考え、これらに応じた係数を50％から150％の範囲で求めるほか、非財務指標として、主に環境への配慮として「CO２排出量低減に対する進捗」を業績連動報酬に反映させております。

また、以下に記載の報酬等の決定に際しましては令和５年３月期の連結経常利益等に応じた係数である104％を参考に、役員報酬の世間水準や次期の業績予想を勘案するなど総合的な観点から決定しております。

なお、取締役の報酬は、取締役山田秀雄氏を委員長とする指名・報酬諮問委員会において、代表取締役が策定した原案を審議のうえ、取締役会に上程しております。取締役会の審議においては、最終的な決定を全取締役の同意のもと、代表取締役社長生田久貴氏に委任しております。生田久貴氏に委任した理由は、当グループの業績等を勘案し各取締役の担当部門の実績を評価するにあたり、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ロ.当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	
取　締　役 （うち社外取締役）	236 (30)	206 (30)	30 －	11 (6)
監　査　役 （うち社外監査役）	47 (26)	47 (26)	－ －	4 (3)
合　　計 （うち社外役員）	284 (56)	254 (56)	30 －	15 (9)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役は５名）、監査役は４名（うち社外監査役は３名）になります。なお、上記の取締役の員数との相違は、令和５年６月28日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名が含まれているためであります。
３．取締役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第84回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議時点の取締役の員数は９名でありました。
４．監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第84回定時株主総会において年額72百万円以内と決議いただいております。当該決議時点の監査役の員数は４名でありました。
５．上記のほか、非金銭報酬（当社株式）として取締役５名に対する役員株式報酬６百万円を計上しております。

⑹ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山田秀雄氏は、山田・尾﨑法律事務所の代表弁護士、公益財団法人橘秋子記念財団の理事長であります。当社と山田・尾﨑法律事務所、公益財団法人橘秋子記念財団との間には特別な利害関係はありません。

取締役椎名茂氏は、マーヴェリック株式会社の代表取締役、日本障害者スキー連盟の会長であります。当社とマーヴェリック株式会社、日本障害者スキー連盟との間には特別な利害関係はありません。

取締役藤原清志氏は、合同会社Office F Visionの代表社員であります。当社と合同会社Office F Visionとの間には特別な利害関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山田秀雄氏は、ヒューリック株式会社、サトーホールディングス株式会社、吉本興業ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社とヒューリック株式会社、サトーホールディングス株式会社、吉本興業ホールディングス株式会社との間には特別な利害関係はありません。

取締役鈴木孝男氏は、メルセデス・ベンツ日本株式会社及び株式会社キムラタンの社外取締役であります。当社とメルセデス・ベンツ日本株式会社、株式会社キムラタンとの間には特別な利害関係はありません。

取締役椎名茂氏は、慶應義塾大学理工学部訪問教授、C Channel株式会社の社外監査役、株式会社TAKARA＆COMPANY及び株式会社ホットリンクの社外取締役であります。当社と慶應義塾大学、C Channel株式会社、株式会社TAKARA & COMPANY及び株式会社ホットリンクとの間には特別な利害関係はありません。

取締役白石真澄氏は、関西大学政策創造学部教授、菱洋エレクトロ株式会社の社外取締役、イーサポートリンク株式会社の社外監査役であります。当社と関西大学、菱洋エレクトロ株式会社、イーサポートリンク株式会社との間には特別な利害関係はありません。

監査役宮島 司氏は、ヒューリック株式会社及び大日本印刷株式会社の社外取締役、株式会社ダイフクの社外監査役、朝日大学法学部教授であります。当社とヒューリック株式会社、大日本印刷株式会社、株式会社ダイフク及び朝日大学との間には特別な利害関係はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役山田秀雄	13回	92.8%	－	－
取締役鈴木孝男	14	100.0	－	－
取締役椎名茂	13	92.8	－	－
取締役白石真澄	14	100.0	－	－
取締役藤原清志	11	100.0	－	－
常勤監査役下山秀弥	14	100.0	12回	100.0%
監査役宮島司	13	92.8	12	100.0
監査役山内純子	14	100.0	12	100.0

（注）取締役藤原清志氏は、令和５年６月28日開催の第101回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は11回であります。

ロ．取締役会等における発言状況

取締役山田秀雄氏は弁護士の資格を持ち、法的な専門知識を有するほか、他社における社外取締役及び社外監査役の実績を有しております。当社においては、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。

取締役鈴木孝男氏は通商産業省（現 経済産業省）における豊富な経験に加え、経営者としての経験と幅広い見識を有しており、他社において社外取締役の実績があります。

取締役椎名茂氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、他社において社外取締役及び社外監査役の実績があります。

取締役白石真澄氏は大学教授、学識経験者としての幅広い実績と見識を有しており、他社において社外取締役及び社外監査役の実績があります。

取締役藤原清志氏は自動車メーカーにおいて代表取締役、開発責任者を歴任し、会社の経営、モビリティ業界、カーボンニュートラルに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。

常勤監査役下山秀弥氏は、金融機関の執行役員としての実績があり、他社において社外取締役及び社外監査役の実績があります。

監査役宮島司氏は、大学教授、学識経験者としての幅広い実績と見識を有し、弁護士の資格を持ち法的な専門知識を有するほか、他社において社外取締役及び社外監査役の実績を有しております。

監査役山内純子氏は、他社において取締役及び金融機関の社外取締役（監査等委員）の実績があり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験と知見をもとに各取締役及び各監査役は、取締役会において、客観的な視点から意見を述べるとともに、意思決定の妥当性・適正性・適法性を確保するための発言を行っております。

また、各監査役は、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や監査結果について意見交換等を行っております。さらに各取締役及び各監査役は代表取締役等との間で定期的な意見交換等も行っております。

ハ．社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役、山田秀雄氏、鈴木孝男氏、椎名茂氏、白石真澄氏、藤原清志氏の各氏は、上記のとおり、取締役会及びその他の重要な会議等において、客観的な視点から意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性・適法性を確保するなどのための役割を果たしております。

また、社外取締役のうち、山田秀雄氏、鈴木孝男氏は任意の指名・報酬諮問委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

なお、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長は、取締役山田秀雄氏が務めております。

5．会計監査人に関する事項

⑴ **名称**　　監査法人日本橋事務所

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な子会社のうち、ミクニ　アメリカン　コーポレーション、ミクニ（タイランド）カンパニー　リミテッド、ピーティー　ミクニ　インドネシア、上海三国精密機械有限公司、浙江三国精密機電有限公司、ミクニ　インディア　プライベート　リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3．監査役会は、日本監査役協会公表の「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考とし、取締役が当該監査人に対する報酬について相当であると判断した事由を基に、会計監査人の監査計画の範囲及び内容、職務の遂行状況等、必要事項の確認及び検証を行い、当事業年度の報酬額の見積もりの妥当性を検証した結果、同報酬について会社法第399条第１項に基づく同意を行っております。

⑶ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制の概要】

（1）当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社の取締役は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動し、社会的に公正且つ適法な事業活動を実践し、その経営にあたる。

② 当社の取締役は、この実践のため、「企業理念」「行動指針」及び取締役会で承認した「コンプライアンス行動規範」に従い、当社のみならずグループ全体における法令及び企業倫理を自ら率先して遵守する。

③ 当社の取締役会における重要な経営の意思決定に際しては、可能な限りの合理的な情報収集・調査・検討を行い、十分な議論を尽くしたうえで合理的な判断のもと意思決定を行うものとする。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役は、取締役会・執行役員会等、重要な意思決定に係る議事、決裁及びその他重要な書類等については法令の定めに則る他、文書管理規程等の社内規程に基づき、情報の適正な保存及び管理を行うものとする。

（3）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社の取締役は、企業を取り巻くリスクに対処すべく、リスク管理体制の実践的な構築を行うものとする。

② 当社の取締役・執行役員で構成される「サステナビリティ委員会」は、各種規程類やマニュアル等の整備を行い、取締役会の承認のもと、リスク管理体制を推進する。各本部・事業部の個別のリスクに対しては、各種規程類やマニュアル等に従い各本部・事業部が管理を行うものとする。

③ 上記の他、海外危機、災害対策、情報セキュリティに係るリスクに対しては個別の部会で詳細な管理を行い、安全衛生については各業務においてリスクを把握し情報を共有、対応するものとする。なお、会社に重大な影響を与える危機の発生に際しては危機管理規程に基づき行動する。

（4）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社の取締役会は、原則月１回以上開催するものとし、経営上の意思決定・監督機能を基本的役割として、経営環境の変化に対し、可能な限りの合理的な情報収集・調査・検討を行い、十分な議論を尽くしたうえで合理的な判断のもと迅速且つ的確に対応すべく意思決定を行うものとする。

② 当社は執行役員制度を採用し、執行役員への権限委譲により、迅速な業務執行を行うものとする。

③ 当社の執行役員会は、定期的に、事業計画に従って各本部・事業部毎の業務の執行について、進捗状況の確認及び意思決定を行うものとする。

（5）当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」「行動指針」「コンプライアンス行動規範」及び取締役・執行役員を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて整備した各種規程類、行動規範、マニュアル等の実践的運用と徹底を、研修会等を通して、継続的に行うものとする。

② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合されているか及び上記の施策が適切に運営されているかを各種モニタリング及び内部監査を通して監視を行うものとする。

③ 法令遵守に関する疑義のある行為等について、当社の使用人が直接通報を行う手段を確保するものとして、社外の弁護士に通報できる内部通報システム（ミクニヘルプライン）を設置・運営し、不祥事を未然に防止するように努める。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

（6）当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の業務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

① 当社が定めるグループ会社管理規程及びグループ会社報告要領において、子会社の月次業績報告、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。

② 当社は、当社及び子会社の取締役等が出席する会議を定期的に開催し、子会社に対し当該会議における報告を義務づける。

③ 当社は、子会社を管轄する地域統括及び子会社の担当役員を定め子会社において重要な事象が発生した場合には、適宜当社への報告を義務づける。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、グループ全体のリスク管理について定める危機管理規程を策定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

② 当社は、子会社のリスク管理を担当する機関としてサステナビリティ委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。

③ 当社は、不測の事態や危機の発生時に危機管理規程に基づき危機管理対策本部を設置し、子会社の事業の継続を図るため、応急対応策を策定し、子会社との連携を図る。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の独立性を尊重しつつ企業単位の事業計画の立案、遂行及びその他意思決定の権限を一部委譲し、職務の執行を効率的に行う体制を構築させる。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」「行動指針」及び各種規程類、行動規範、マニュアル等の実践的運用と徹底を継続的に行うものとする。

② 子会社においては、各子会社に規模や業態等及び所在国法令に基づき適正数の監査役を配置する。

③ 当社は、各子会社に対し、「内部統制体制の構築と運営」を役割と定め、その支援を行うとともに、当社の内部監査部門は、内部監査規程、内部統制監査規程、グループ会社管理規程に基づき、定期あるいは臨時に子会社に対する内部監査を実施する。

ホ. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社の企業集団としての業務の適正と効率性を確保するためのグループ会社管理規程に基づき、定期的に、子会社各社の業務の効率性の確認を行うとともに、コンプライアンス及びリスク管理についてグループ全体で取り組み、業務の適正の確保をする。

② 当社の取締役・執行役員は、当社及び子会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。

③ その他、当社及び子会社の業務の適正を確保するために、「経営トップ診断」「グローバル経営会議」等を実施し、今後も充実をさせていくものとする。

（7）監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役がその職務を補助する補助使用人の配置を求めた場合には、適正な人選を行い、監査役の同意のうえ、指名する。なお、補助使用人が他部署の使用人を兼務することは妨げない。また、補助使用人が所属する部署（補助使用人が複数の場合はその内の一部署）内に事務局を置く。

② 補助使用人として指名された者は、監査役の指示に従いその職務を行うものとする。

③ 監査役は、その職務を補助使用人に補助させる場合のほか、内部監査部門並びに関係部署に対しても、その職務の補助及び連携を求めることができるものとする。

（8）前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助する補助使用人の人事異動等については監査役会の同意に基づくものとする。

② 当社の監査役の職務を補助する補助使用人は、監査役よりの指示があった場合、毎月開催される監査役会に出席することとし、補助使用人としての職務の遂行は監査役の指揮命令に従うこととする。

③ 当社の監査役の職務を補助する補助使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る職務を優先するものとする。

（9）当社の監査役への報告に関する体制

イ．当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

① 取締役及び使用人は、監査役に対し、法定事項を報告するのみならず、代表取締役と監査役会が適宜協議し合意した報告事項についても、継続的に報告するものとする。

② 内部監査部門の監査結果については、監査役に報告をする。

ロ. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

① 子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

② 子会社の取締役等及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。

③ 当社内部監査部門及び子会社の監査役等は、定期的に当社の監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

（10）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った子会社の取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を子会社の取締役等及び使用人に周知する。

（11）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（12）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び社外取締役との情報・意見交換の場として、「意見交換会」を定期的に開催し。監査機能の向上を図るものとする。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当グループは上記の体制を整備し、以下のとおり運用しております。

1．コンプライアンス体制

・取締役、執行役員等で構成されるコンプライアンス委員会が規程及び「コンプライアンス行動規範」に基づき、定期的な講習や教育活動を実施しているほか、日常のコミュニケーションを通じてコンプライアンス水準の向上に努めております。また、内部通報制度もグループ内で周知され、コンプライアンス違反やその疑いが生じた際は早期に対処できる体制を整えています。

2．リスク管理体制

・取締役、執行役員等で構成されるサステナビリティ委員会を設置しております。同委員会は環境マネジメント、労働安全衛生マネジメントの担当も包括し、多方面におけるリスク発生要因を想定、分析し、リスクの顕在化を回避するとともに、リスク顕在化の際の損失を最小限に抑える取り組みを実施しております。上記に加え、ESG（環境、社会、ガバナンス）の観点から長期的リスクを想定し、対応を進めております。

3．取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する取り組み状況

・取締役会は取締役10名（うち社外取締役５名）で構成され、監査役の出席のもと、業務執行取締役等からコンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会の活動等を含む業務の執行状況について報告がなされ、経営方針及び中長期的な経営戦略に係る重要事項等について適時に審議、決議を行っております。経営判断に際しては、可能な限りの合理的な情報収集を行い、議論を尽くしたうえで意思決定を行ない、記録しております。また、迅速な業務執行を行うことを目的に、取締役会の監督のもと執行役員会等へ権限移譲を行っております。

4．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保に関する取り組み状況

・子会社の業務の執行が適正かつ効率的に行われるよう取締役、執行役員等が子会社の取締役等に就いております。グループ会社管理規程に基づいて報告がなされるほか、経営トップ診断、グローバル経営会議などの機会を設け子会社の状況を把握し、監督しております。同時に、内部監査部門が監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、業務の適正を確保する取り組みを実施しております。

5．監査役監査の実効性の確保に対する取り組み状況

・監査役会は監査役４名（うち社外監査役３名）で構成され、原則毎月開催される監査役会において監査に関する重要な報告、決議を行っております。監査役は取締役会、経営情報交換会、意見交換会に出席するほか、執行役員会などの重要な会議での情報を監査役会で共有しております。さらに、取締役、会計監査人、内部監査部門、グループ会社監査役等と情報を共有し意見を交わし、職務執行について監査を行っております。監査役と取締役の円滑な意思疎通のもと上記の情報共有がなされ、監査の実効性が確保されております。

連結貸借対照表

(令和６年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**57,036**	**流動負債**	**43,260**
現金及び預金	3,114	支払手形及び買掛金	9,898
受取手形	111	電子記録債務	2,167
電子記録債権	2,325	契約負債	964
売掛金	20,871	短期借入金	16,733
契約資産	16	1年内返済予定長期借入金	5,056
商品及び製品	14,441	リース債務	363
仕掛品	7,010	未払金及び未払費用	4,542
原材料及び貯蔵品	3,576	未払法人税等	212
その他	5,643	賞与引当金	1,710
貸倒引当金	△74	製品保証引当金	227
固定資産	**54,500**	その他	1,384
有形固定資産	**39,105**	**固定負債**	**27,677**
建物及び構築物	9,946	長期借入金	17,055
機械装置及び運搬具	11,398	リース債務	575
工具器具及び備品	2,078	繰延税金負債	4,646
土地	11,590	再評価に係る繰延税金負債	2,249
リース資産	873	退職給付に係る負債	2,326
建設仮勘定	3,217	役員報酬BIP信託引当金	81
無形固定資産	**742**	株式交付引当金	19
ソフトウエア	453	その他	723
リース資産	0	**負債合計**	**70,937**
その他	288	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**14,653**	**株主資本**	**19,633**
投資有価証券	12,786	**資本金**	**2,215**
繰延税金資産	800	**資本剰余金**	**1,954**
その他	1,223	**利益剰余金**	**15,619**
貸倒引当金	△157	**自己株式**	**△154**
		その他の包括利益累計額	**20,081**
		その他有価証券評価差額金	**7,528**
		繰延ヘッジ損益	**318**
		土地再評価差額金	**5,282**
		為替換算調整勘定	**5,933**
		退職給付に係る調整累計額	**1,018**
		非支配株主持分	**883**
資産合計	**111,536**	**純資産合計**	**40,598**
		負債及び純資産合計	**111,536**

連結損益計算書

（令和５年４月１日から
令和６年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**99,941**
売上原価	**84,286**
売上総利益	**15,654**
販売費及び一般管理費	11,982
営業利益	**3,672**
営業外収益	**724**
受取利息・配当金	259
為替差益	87
持分法による投資利益	19
賃貸収入	125
補助金収入	102
関税還付金	76
その他	53
営業外費用	**1,234**
支払利息	842
賃貸費用	67
支払補償費	232
その他	91
経常利益	**3,161**
特別利益	**97**
固定資産売却益	96
その他	0
特別損失	**390**
固定資産売却等損失	101
生産拠点再編費用	274
その他	14
税金等調整前当期純利益	**2,869**
法人税、住民税及び事業税	1,869
法人税等調整額	△243
当期純利益	**1,243**
非支配株主に帰属する当期純利益	127
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,115**

連結株主資本等変動計算書

（令和５年４月１日から
令和６年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和５年４月１日期首残高	2,215	1,954	14,863	△180	18,852
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△340		△340
親会社株主に帰属する当期純利益			1,115		1,115
連結子会社の決算期変更に伴う増減			△20		△20
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				26	26
株主資本以外項目の連結会計年度中の変動(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	755	26	781
令和６年３月31日期末残高	2,215	1,954	15,619	△154	19,633

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
令和５年４月１日期首残高	3,117	73	5,282	3,831	273	12,579	767	32,199
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△340
親会社株主に帰属する当期純利益								1,115
連結子会社の決算期変更に伴う増減								△20
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								26
株主資本以外項目の連結会計年度中の変動(純額)	4,411	244	－	2,101	744	7,502	116	7,618
連結会計年度中の変動額合計	4,411	244	－	2,101	744	7,502	116	8,399
令和６年３月31日期末残高	7,528	318	5,282	5,933	1,018	20,081	883	40,598

貸借対照表

(令和６年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**16,045**	**流動負債**	**20,099**
現金及び預金	6	支払手形	37
受取手形	33	買掛金	6,121
電子記録債権	181	電子記録債務	1,093
売掛金	9,810	契約負債	105
商品及び製品	1,130	短期借入金	5,360
仕掛品	1,448	１年内返済予定長期借入金	3,694
原材料及び貯蔵品	331	リース債務	244
前払費用	138	未払金	660
短期貸付金	1,470	未払法人税等	65
未収入金	995	未払費用	1,280
その他	500	預り金	98
貸倒引当金	△1	賞与引当金	1,291
固定資産	**52,475**	製品保証引当金	25
有形固定資産	**18,024**	その他	20
建物	3,755	**固定負債**	**24,190**
構築物	210	長期借入金	15,371
機械及び装置	1,854	リース債務	346
車両運搬具	22	繰延税金負債	3,205
工具器具備品	436	再評価に係る繰延税金負債	2,249
土地	10,165	退職給付引当金	2,472
リース資産	533	役員報酬BIP信託引当金	81
建設仮勘定	1,046	株式交付引当金	19
無形固定資産	**383**	その他	444
ソフトウエア	362	**負債合計**	**44,289**
その他	20	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**34,067**	**株主資本**	**11,419**
投資有価証券	12,393	**資本金**	**2,215**
関係会社株式	13,365	**資本剰余金**	**1,700**
関係会社出資金	7,316	資本準備金	1,700
関係会社長期貸付金	657	**利益剰余金**	**7,658**
長期前払費用	62	利益準備金	598
その他	429	その他利益剰余金	7,060
貸倒引当金	△157	繰越利益剰余金	7,060
		自己株式	**△154**
		評価・換算差額等	**12,811**
		その他有価証券評価差額金	**7,528**
		土地再評価差額金	**5,282**
		純資産合計	**24,231**
資産合計	**68,520**	**負債及び純資産合計**	**68,520**

損 益 計 算 書

（令和５年４月１日から
令和６年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**43,844**
売上原価	**41,511**
売上総利益	**2,332**
販売費及び一般管理費	3,921
営業損失	**1,588**
営業外収益	**3,150**
受取利息・配当金	2,832
賃貸収入	223
為替差益	79
その他	14
営業外費用	**417**
支払利息	289
賃貸費用	103
その他	23
経常利益	**1,144**
特別利益	**6**
固定資産売却益	6
特別損失	**12**
固定資産売却等損失	11
その他	0
税引前当期純利益	**1,138**
法人税、住民税及び事業税	436
法人税等調整額	0
当期純利益	**701**

株主資本等変動計算書

（令和５年４月１日から
令和６年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
令和５年４月１日期首残高	2,215	1,700	1,700	598	6,698	7,297	△180	11,031
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△340	△340		△340
当期純利益					701	701		701
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分							26	26
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	361	361	26	388
令和６年３月31日期末残高	2,215	1,700	1,700	598	7,060	7,658	△154	11,419

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
令和５年４月１日期首残高	3,117	5,282	8,400	19,432
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△340
当期純利益				701
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				26
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	4,411	－	4,411	4,411
事業年度中の変動額合計	4,411	－	4,411	4,799
令和６年３月31日期末残高	7,528	5,282	12,811	24,231

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年5月15日

株式会社　ミクニ
　取締役会　　御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　千葉茂寛

指定社員
業務執行社員　公認会計士　青木孝裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミクニの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミクニ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年5月15日

株式会社　ミクニ
取締役会　御中

監査法人　日本橋事務所
東京都中央区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　千葉茂寛

指定社員
業務執行社員　公認会計士　青木孝裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミクニの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、令和５年４月１日から令和６年３月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和６年５月15日

株式会社ミクニ　監査役会

常勤監査役　鈴木和重㊞

常勤監査役（社外監査役）　下山秀弥㊞

監査役（社外監査役）　宮島　司㊞

監査役（社外監査役）　山内純子㊞

以　上

メ　　モ

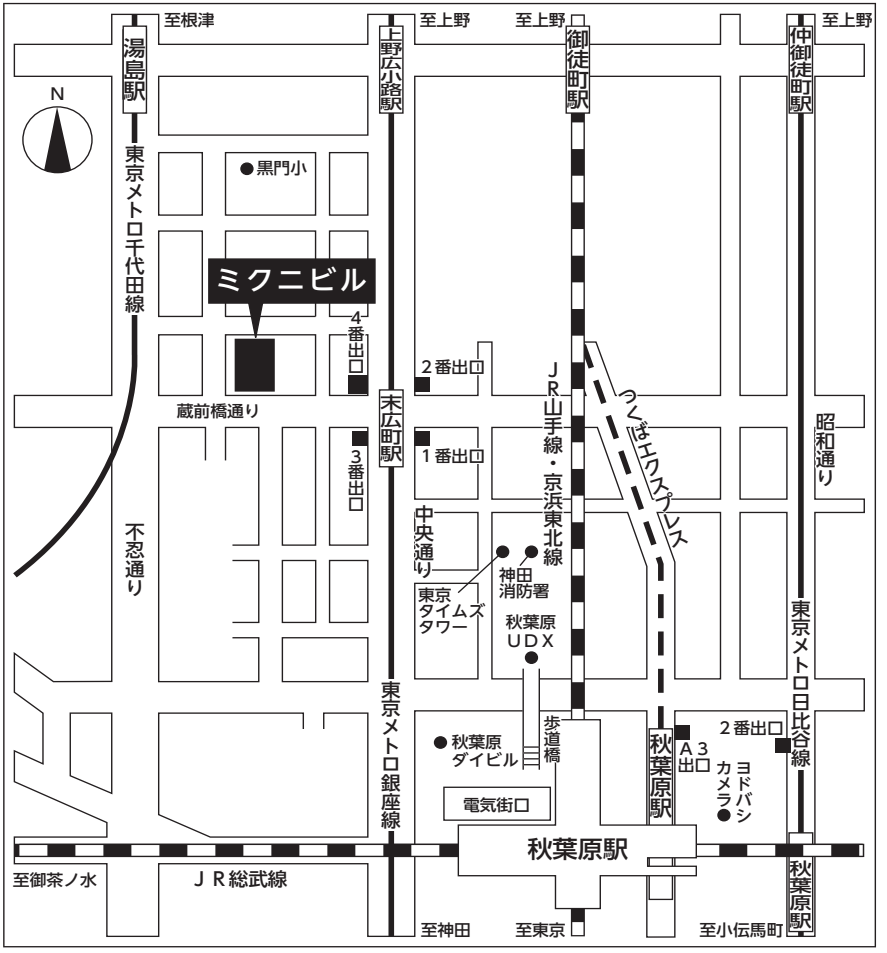
メ　　モ

メ　　モ

定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区外神田六丁目13番11号

ミクニビル　2階　ミクニホール



・東京メトロ銀座線末広町駅より徒歩２分
・東京メトロ千代田線湯島駅より徒歩７分
・JR秋葉原駅（電気街口）、つくばエクスプレス秋葉原駅（A3出口）より徒歩10分
　※駐車場・駐輪場のご用意はございません。公共交通機関をご利用ください。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。